

## 生徒心得

学校はあくまでも学習の場であり、加えて、集団生活の方法（社会性）を身に付ける場である。この二つの目的に反する行為は避ける。この規範は、すべて「学習の場、集団生活の場に必要なもの」を基準とする。

### 1 学校生活について

#### (1) 欠席・遅刻・早退・外出について

- ・事前に欠席理由が判明している場合は、所定の欠席届の書式に則って、前日までに届け出る。遅刻、早退の場合も、同様とする。
- ・当日の欠席や遅刻の場合は、8:00～8:15までに保護者を通じて学校に連絡する。
- ・病気、けが、体調不良等の理由による緊急の欠席、遅刻、早退の場合はできる限り医師の診察を受ける。
- ・遅刻をした場合は、職員室の遅刻カードに必要事項を記入し、教頭先生の確認を得てから、教室に入室する。遅刻カードを、担任又は教科担任へ必ず渡し、チェックしてもらう。
- ・当日の病気、けが、体調不良等で早退する場合は、養護教諭の判断が必要となる。
- ・理由が不明確な欠席、遅刻、早退が重なる場合は、必要に応じて保護者面談を実施する。
- ・緊急（学校内、登下校時）の病気、けが等の場合、緊急車両の出動を求めることがある。
- ・登校後の外出については、学校行事等特別の場合を除いては、原則として許可しない。外出する場合は、許可証を発行する。
- ・忌引の場合は、保護者を通じて学校に連絡する。

#### (2) 服装について

##### ① 普段の服装について

- ・登下校時には、学校指定の制服を正規に着用する。夏季略装期間以外は、天候に応じて上着を着用しなくても構わないが、必ず持参する。
- ・土日祝日の登下校については、活動に準じた服装を許可する。平日部活動終了後の服装は、部顧問の指示に従う。補習や課外に参加する場合は、制服を着用する。
- ・ボタンは制服購入時についているものとし、それ以外は認めない。取れた場合には、すぐに修復する。
- ・裏ボタンについても購入時のものとする。（令和4年度以降入学生）
- ・リボン、ネクタイ等、制服着用に伴う付属品、装飾品はないので、付けない。（令和3年度以前入学生）
- ・指定以外のリボン、ネクタイ等、制服着用に伴う付属品、装飾品は付けない。（令和4年度以降入学生）
- ・正装時のリボン、ネクタイは、指定クレスト柄のものとする。正装時以外は、指定濃紺柄、臙脂（えんじ）柄のリボン、ネクタイの着用を認める。平常時は、着用しなくてもよい。但し、着用する場合はだらしなく着用しないこと。
- ・スラックス、スカートはウエストラインを基準に着用し、スカート丈の最も短いラインは、裾がひざにかかる程度とする。
- ・スカート、スラックスの下に体育着等を着用してはならない。
- ・正装時のYシャツ、ブラウスは、色は白、無地で標準的なものとする。正装時以外は、令和4年度以降の入学生は指定のカラーシャツの着用を認める。令和3年度以前の入学生は白のみとする。
- ・ワイシャツやブラウスの下に着るインナーシャツ（制汗・防寒用）は、指定体操着Tシャツ又は白・黒・紺・グレー・ベージュの無地のもの（メーカー等のワンポイントまで可）とし、ワイシャツの襟元・袖からはみ出さない。

- ・制服の下に着るセーター・ベストは、学校指定のもののみ着用を認める。カーディガンや前開きベスト、ハイネックセーター、スエットパーカー類は認めない。
- ・正装時は、指定ソックスを着用する（令和4年度以降の入学生）。男子はレギュラーソックス、女子はハイソックスまたはレギュラーソックスとする（令和3年度以前の入学生）。正装時以外ではこれらより短いものも認める。色は、白、紺、黒、グレーの単色で無地を基本とし、ラインおよびワンポイントまで許可する。但し、ルーズソックス、キャラクター柄ソックスは認めない。
- ・タイツ、ストッキングは、ベージュ、黒の単色柄無しで不自然さを感じさせないものとする。厳冬期、式典以外はストッキング上に靴下を着用しても構わない。
- ・通学用の靴は、歩行、自転車のペダルを踏む等など登下校に支障のあるもの、機能的でないものは避けること（サンダル、ハイヒール、厚底ブーツ、ロングブーツ等は禁止）。積雪や雨天時のスノーブーツ、レインブーツは許可する。
- ・土日祝日に部活動へ参加する生徒は、活動に準じた服装を許可する。
- ・課外や補習に参加する生徒は、必ず制服で登下校する。（略装期間は、その服装に準じる）
- ・平日の部活動終了後の服装については、部顧問の指示に従うこと。

## ②夏季の略装について

- ・夏季の略装期間は、制服の上着を着用しなくてよいものとし、半袖のワイシャツ、ブラウス、半袖のポロシャツ、指定ハーフパンツでの登下校を認める。但し、式典時はポロシャツ、指定ハーフパンツの着用を認めない。
- ・夏季の略装期間は、移行期間を設けるが、原則として6月1日～9月30日とする。
- ・半袖のワイシャツ、ブラウスは、色は白、無地で標準的なものとする。正装時以外は、令和4年度以降の入学生は指定の半袖カラーシャツの着用を認める。
- ・半袖のポロシャツは、色は白、紺、黒でメーカー等のワンポイントまでとし、丈はウエストラインを中心とする。襟は、平襟又はボタンダウンとする。
- ・夏季の略装期間はワイシャツ、ブラウスの上に、指定セーター、ベストの着用を認める。
- ・ハーフパンツは指定メーカーのもので、色はベージュ、紺とする。ワイシャツやブラウスと共に着用する場合は裾をしまい、必要に応じてベルトを着用する。

## ③冬季のコートについて

コート類は厳冬期に制服ジャケットを必ず着用した上で、アウターとして着用を認める。形や色、素材等は問わない。高価な物、自己管理ができない物は着用しない。

## ④その他

- ・体育着、体育館シューズ等は学校指定のものを着用する。
- ・けが等の理由により、制服が着用できない場合は、所定の異装届を提出して許可を得る。
- ・正規の着用ができない制服については、作り直す。また、何らかの手を加えた制服（変形、裾を切る等）については、新たに正規の制服を購入する。スラックスの裾がすり切れた場合は、すぐに修復する。

<A タイプ制服>

・令和3年度以前入学生

上 衣

<フロント>

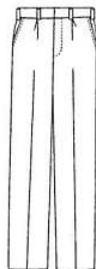


<バック>

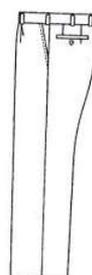


スラックス

<フロント>



<サイド>



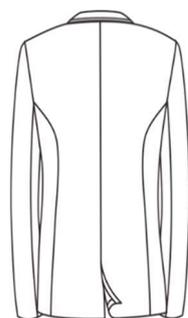
・令和4年度以降入学生

上 衣

<フロント>

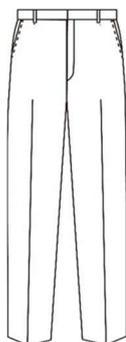


<バック>



スラックス

<フロント>



<サイド>



ネクタイ

<クレスト柄>



靴下

<レギュラー>



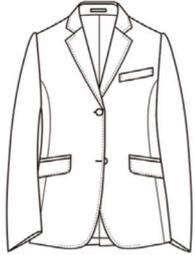
<Bタイプ制服>

・令和3年度以前入学生

上 衣

<フロント>

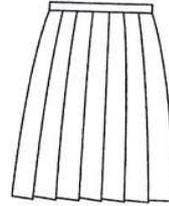
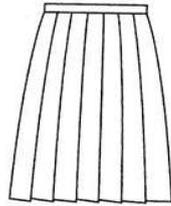
<バック>



スカート

<フロント>

<バック>

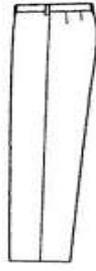


スラックス

<フロント>

<サイド>

<バック>



・令和4年度以降入学生

上 衣

<フロント>

<バック>

スカート

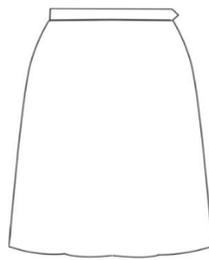
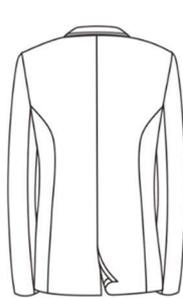
<フレア>

リボン

<クレスト柄>

ネクタイ

<クレスト柄>



スラックス

<フロント>

<サイド>

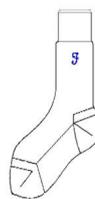
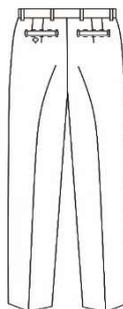
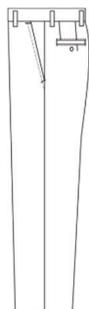
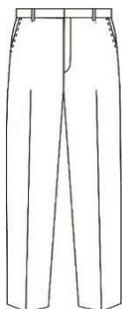
<バック>

靴下

<レギュラー>

<ハイソックス>

ワッペン(共通)



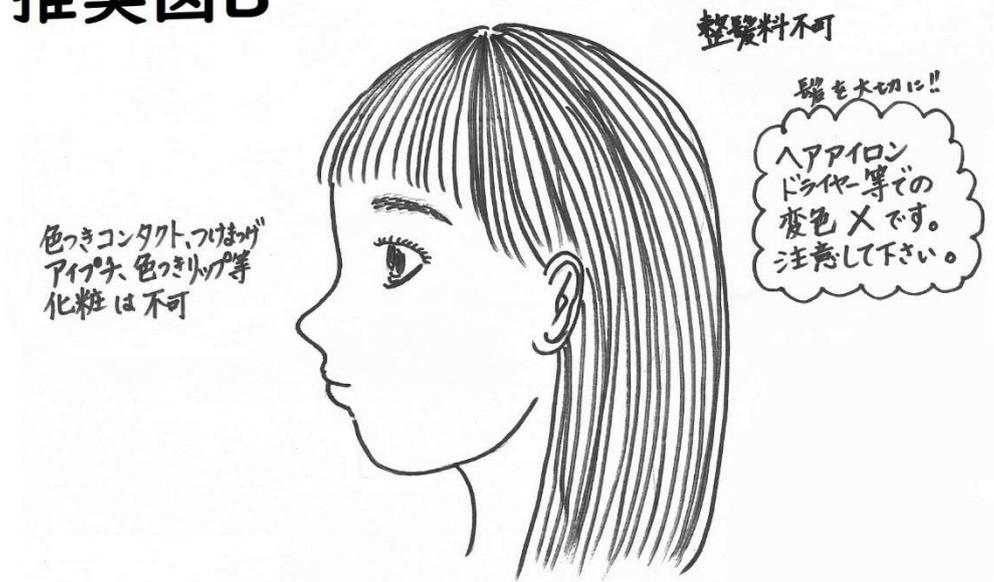
### (3) 頭髪等について

- ・自らの進路実現に結びつけられるように清潔感のある頭髪とする。必要に応じて、進路指導（就職や推薦入試等）や学校行事（進路先見学会や修学旅行等）において学校側の指導・助言を受けること。
- ・染色，脱色，パーマ，カール（巻き髪）、エクステンション等，人為的な髪型は禁止する。また，ワックス等の整髪料の使用も禁止する。
- ・装飾品（ピアス・ボディピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，リボン等）等，学習の場に必要なものは身につけない。
- ・スポーツ用のネックレスやブレスレット等を着用する場合は，部活動時のみ顧問の先生の許可を経て着用する。
- ・身だしなみは清潔を心がけ，化粧（つけまつげ，アイプチ，マニキュア，香水，着色リップ，人為的な日焼け等も含む）は禁止する。

## 推奨図A



## 推奨図B



#### (4) 通学（登下校）について

- ・通学は、徒歩、自転車、保護者送迎とする。自転車で通学を希望する場合、必ず保護者から「自転車通学許可願い」を学校へ提出する。
- ・自転車通学の際は、必ず保険へ加入し、ヘルメットを着用する。
- ・雨の日の自転車登下校では雨合羽を着用する。
- ・登下校に使用する自転車には学校指定のステッカーを貼付する。
- ・信号無視、無灯火、並列走行、雨天時の傘差し運転等、交通違反をしない。
- ・自転車は点検整備をしっかりと行い、一般道路を走行する上で危険性のないものとする。
- ・自転車の盗難防止に心がけ、防犯登録を行い、鍵はダブルロックとする。
- ・通学用カバンは、学習用具を持ち運ぶのにふさわしいものとし、背負えるもの、自転車の荷台にくくりつけられるものにする。
- ・自転車に乗りながらの携帯電話や携帯型音楽再生機器（ヘッドホン、イヤホン等の装着）の使用は事故の危険性が高いので絶対に避ける。
- ・通学での、キックボード（電動含）、スケートボードの使用は禁止する。

#### (5) 学校に持参する物について

- ・学習用具は毎日持参し持ち帰る。
- ・携帯電話等、小型電子機器（腕時計、電子辞書は除く）について、校内への持ち込みはしない。
- ・携帯電話等を校内に持ち込む場合は保護者の責任において、携帯電話持込許可願を提出する。その場合でも、校内での使用はできない。
- ・化粧品、コミック、雑誌、DVD、CD、ゲーム等、学習の妨げになるものは校内に持ち込まない。

#### (6) 異装品、携帯電話等の預かりについて

- ・異装品、携帯電話、化粧品等の学習の妨げになるものを所持、使用していた場合は、生徒指導部で預かり、保護者・本人と返却日時等を取り決めた上で、直接保護者又は本人に返却する。

#### (7) その他

- ・礼儀、あいさつ等を率先して行い、基本的な常識と社会性を身に付ける。

## 2 学校以外での生活について

#### (1) アルバイトについて

- ・学習や進路実現の妨げになる（日常的な）アルバイトは原則として認めない。
- ・長期休業中のアルバイトについては、必ず所定のアルバイト届を提出し、実施終了後には所定の報告書を提出する。なお、学習合宿、課外補習、模擬試験等が実施される場合は、学習を優先しなければならない。無許可でのアルバイトが判明した場合、特別指導を行う。
- ・不振科目がある場合及び特別指導中はアルバイトは禁止する。

#### (2) 運転免許の取得について

- ・普通自動車（四輪車）・原付（二輪車）ともに、運転免許を取得する場合には、必ず事前に学校に相談して届け出なくてはならない。無断で自動車教習所に入所したり免許を取得したりした場合には特別指導の対象となる。詳細については担任もしくは交通指導担当の先生に尋ねること。

#### (3) 問題行動の防止について

- ・深夜徘徊はあらゆる問題行動の温床となる。群馬県青少年健全育成条例に従って、午後 10 時から午前 4 時までの外出はしない。外出した場合は警察官の補導対象となる。
- ・飲酒、酒類の所持、購入については特別指導の対象となる。アルコール度数 0%～1%未満の類似品も同様に特別指導の対象となる。アルコール含有食品に関しても同様とする。

- ・喫煙、煙草・ライター等所持、購入については特別指導の対象となる。加熱式煙草、電子パイポ（無害）であっても吸引、所持、購入した場合は、同様に特別指導の対象となる。
- ・薬物等の乱用、売買、斡旋は絶対にしない。
- ・「暴走族」「チーム」への加入は絶対にしない。一生を台無しにするだけでなく、生命を失う場合も考えられる。
- ・インターネット上の有害サイト、危険を伴う恐れのあるサイト等への接続は、絶対にしない。
- ・ライター、カッター等、他者に危険を及ぼす可能性のある物品の所持はしない。

#### （４）その他

- ・保護者以外の自動車（緊急車両等は除く）に同乗することは、避ける。
- ・自分自身の将来や夢を台無しにする可能性のあるもの、生命を失う可能性のあるものには、近づかない。
- ・成人年齢（１８歳）に達していて法律上の範囲以内であっても、社会通念上、高校生としてふさわしくない不適切な行動等は、特別な指導となる。